

## 米国税務ニュース

テーマ： ニューヨーク州での課税対象の拡大について

---

2014年3月31日、ニューヨーク州知事 Andrew Cuomo 氏は多くの税法改正を盛り込んだ 2014-2015 年予算をリリースした。改正点の中で特に注目すべき点は Economic Nexus の採用であろう。同州の法人税の課税対象を拡大するものである。Economic Nexus とは州内に物理的拠点(Physical presence)を有さない場合でも、州内で一定の取引があった場合に課税する考え方をいう。変更は 2015 年 1 月 1 日以後開始する課税年度より適用される。

以下ではニューヨーク州での Economic Nexus の適用を含む Nexus 規定の拡大と他州での適用状況をまとめてみた。

### 1、ニューヨーク州での Nexus 規定の拡大

下記の 3 点が Nexus 規定の変更点として挙げられる。

- (1) 従来のルールではニューヨーク州での Nexus を有するには州内に従業員、資産、支店や代理店等の物理的拠点が必要であった。変更後は支店や資産等の物的な拠点の有無に加え、州内での事業から生じる一定の売上があるか否かが課税の判断基準として加わることになる。具体的には、州内の物理的拠点の有無にかかわらず、課税年度中に州内の顧客に対して \$1,000,000 以上の売上があれば州内で経済活動を行っているものとみなされ課税を受けることになった(Economic Nexus の適用)。これに関連して、グループ企業の州内のメンバーが単独で \$1,000,000 以上の売上、もしくは州内の \$10,000 以上の売上を有する数社のメンバーの売上合計が \$1,000,000 以上となる場合にも同州に対し Nexus を有するとされる。
- (2) 又、ニューヨーク州にてビジネスを行っているパートナーシップに対して持分を有している納税者は州内において経済活動を行っているものとみなされ同州に対し Nexus を有するとされた。従来の規定とは異なり、例外規定はない。
- (3) 加えて、クレジットカード事業者にも Nexus 規定が拡大された。新規の下ではクレジットカードがニューヨーク州の 1,000 人以上の顧客に発行される、あるいは州内に一定要件を満たす加盟店を 1,000 箇所以上有する場合には同州に対し Nexus を有するとみなされることになった。

### 2、他州での Economic Nexus の適用状況

ニューヨーク州での適用に先立ち、既に代表的な州としてカリフォルニア州、コロラド州、ワシントン州、ミシガン州、オハイオ州等において Economic Nexus が適用されている(各州の適用時期は下記\*1をご参照)。

\*1

州	適用時期
カリフォルニア州	2011年以降開始する課税年度
コロラド州	2010年4月30日
ワシントン州	2010年6月1日
ミシガン州	2012年1月1日
オハイオ州	2005年7月1日

次に、Economic Nexusを有するか否かの判断基準として Multistate Tax Commission (MTC) の公表する統一指針 (Bright Line Nexus\*2) が参考となる。ただし、これらの統一指針によらず、独自の判断基準を採用している州もあるため、自社の行う取引が課税対象となるか否か注意深く検討すべきである。又、各州の Economic Nexus の適用動向について継続して注視していく必要がある。

\*2 課税期間に下記の3つのいずれかを満たせば実質的な Nexus があるとされる。

- (1) 州内に\$50,000 超の有形資産を有する
- (2) 州内で\$50,000 超の給与の支払がある
- (3) 州内で\$500,000 超の売上あるいは州内で全有形資産、給与支払総額又は総売上の 25%超を占める

\*\*\*\*\*

掲載している情報は、一般的な参考目的の利用に限られます。特定の目的への利用や専門的な判断材料としてのご利用はお控えください。

Shimomura & Co., CPAs は掲載している情報に基づいた行動や判断により発生したいかなる損害については一切の責任を負いません。

ANY TAX ADVICE IN THIS COMMUNICATION IS NOT INTENDED OR WRITTEN TO BE USED, AND CANNOT BE USED, BY ANY PERSON OR ENTITY FOR THE PURPOSE OF (i) AVOIDING PENALTIES THAT MAY BE IMPOSED ON ANY TAXPAYER OR (ii) PROMOTING, MARKETING OR RECOMMENDING TO ANOTHER PARTY ANY MATTERS ADDRESSED HEREIN.

## 著者

下村昌樹

Shimomura & Co., CPAs 統括代表社員

[shimomura@shimomura-cpa.com](mailto:shimomura@shimomura-cpa.com)